相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市大湊上町八番、最後の住所青森県むつ市大湊上町八番一九号　被相続人　亡　祐川　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十九日　青森市中央一丁目一―二　森法律事務所　相続財産管理人　弁護士　森　雄亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市前九年三丁目五二番地、最後の住所岩手県盛岡市前九年三丁目一六番二五号　被相続人　亡　佐々木　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十九日　盛岡市南大通一丁目八番七号ＣＦＣビル三階　相続財産管理人　弁護士　深瀬　墾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大館市山館字草刈道三五番地、最後の住所秋田県大館市花岡町字神山六番地二　被相続人　亡　藤原　トシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十九日　秋田県大館市字部垂町二四番地四　相続財産管理人　伊藤治兵衛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県大田原市北金丸二〇五二番地二、最後の住所群馬県太田市東別所町二三三番地サンライズ太田六〇九号　被相続人　亡　榎本　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十九日　群馬県太田市西本町五七―一七　二階　相続財産管理人　弁護士　三角　俊文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県所沢市西所沢二丁目六三四番地、最後の住所埼玉県所沢市小手指元町一丁目一六番地の九　被相続人　亡　高橋　健二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十九日　埼玉県所沢市日吉町一四―三　朝日生命所沢ビル八階　相続財産管理人　弁護士法人アルファ総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市白糸台一丁目七二番地の九、最後の住所東京都府中市分梅町五丁目二〇番地の二　被相続人　亡　大溪　了

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十九日　東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市寺泊片町七七五五番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　外山　貢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十九日　事務所新潟市中央区医学町通二番町七四番地バンビル八〇一号室バンビル法律事務所　相続財産管理人　弁護士　寺尾　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県南砺市荒木一五六八番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　溝口外美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十九日　富山県高岡市中川本町八番一号　相続財産管理人　弁護士　谷口　央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大館市字桜町南三八番地、最後の住所静岡市清水区駒越二八八三番地の一あかつきの園　被相続人　亡　敦賀　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十九日　静岡市清水区草薙一里山三番三七号　櫻井司法書士事務所　相続財産管理人　櫻井　誠人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県海部郡七宝町大字秋竹字東堤九七番地八、最後の住所愛知県海部郡七宝町大字秋竹字東堤九七番地の八　被相続人　亡　瀬古　保昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十九日　愛知県一宮市栄三丁目八番一七号レヴァンテビル二階三輪陽介法律事務所　相続財産管理人　弁護士　三輪　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市藤川町字西沖田七二番地、最後の住所愛知県岡崎市若松町字萱林一六番地六〇市営萱林荘一―二〇一　被相続人　亡　細井　秀司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十九日　愛知県豊橋市駅前大通三丁目一〇一番地二リバーサイドビル三階　相続財産管理人　寺部　光敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市上野三之西町三二一八番地、最後の住所三重県伊賀市市部二六一一番地の五　被相続人　亡　吉村　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十九日　三重県四日市市幸町一―二二　相続財産管理人　伊藤　明紀

第５期決算公告

平成22年11月19日

東京都港区虎ノ門三丁目18番12―1001号

全国住宅運用２号特定目的会社

代表取締役　猿田　淳子

貸借対照表の要旨（平成22年７月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	10,638,794	流動負債	7,701,326
固定資産	10,638,794	固定負債	55,655
有形固定資産	10,638,794	**負債合計**	**7,756,981**
その他の固定資産	752,272	社員資本金	3,634,084
流動資産	752,069	特定優先資本金	100
	202	剰余金	4,300,000
			△666,015
		当期未処理損失	666,015
		純資産合計	**3,634,084**
資産合計	11,391,066	**負債・純資産合計**	11,391,066

損益計算書の要旨

（自　平成22年２月１日　至　平成22年７月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	375,652
営業費用	459,095
営業損失	83,442
営業外収益	5,076
営業外費用	29
経常損失	78,396
特別利益	14,444
特別損失	196,659
税引前当期純損失	260,611
法人税、住民税及び事業税	475
当期純損失	261,086
前期繰越損失	404,928
当期未処理損失	666,015